

徳島県医療版ワーケーション実施業務委託仕様書

1 委託業務名

徳島県医療版ワーケーション実施業務

2 業務の目的

働きながら地方での余暇も過ごしたい県外の医師や看護職員のニーズと県内医療機関の求人をマッチングさせることにより、医療現場のひっ迫緩和や、常勤職員の負担軽減を図るとともに、ワーケーションを通して本県の魅力を発信し、本県への医師や看護職員の確保・定着を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務概要

業務の目的を踏まえ、本県の公立・公的医療機関へ勤務を希望する県外の医師、看護師、助産師、保健師及び准看護師（以下「医師等」という。）の募集や初期選考等の人材コンサルティング業務、県外医師等の来県に係る旅行等の手配やサポートを行うとともに、本県の医療機関での勤務等における魅力発信を行うこと。

5 委託業務内容

(1) 県外医師等の勤務を希望する県内の公立・公的医療機関の募集及びサポート

ア 県内の公立・公的医療機関からの県外医師等の勤務希望調査

（県が実施予定の県内公立・公的医療機関向け事業説明への同席を含む）

イ 勤務希望県外医師等の雇用条件などの調整

ウ 医療機関において県外医師等が勤務するにあたり必要となるマニュアル等の整備に係るサポート

(2) (1)に係る県外医師等の募集、初期選考、紹介等の人材コンサルティング業務

ア 県外医師等の募集

県内の地域事情及び医療情勢を理解した有料職業紹介事業の許認可を有する事業者が、医療機関が指定する日程において、医師、看護師、助産師、保健師又は准看護師の免許を有した県外医師等を募集すること。

※少なくとも医師等を合わせ、45 人（枠）の確保を目指すこと。

また、確保数の半数以上は医師であること。

イ 医師等の初期選考

アにより応募のあった医師等について、初期選考の上、本県及び当該医療機関へ当該医師等に係る次の情報を共有すること。

① 医師の場合

- a 医師免許証の写し
- b 履歴書の写し
- c 保険医登録票の写し
- d 臨床研修修了登録票、又は臨床研修修了証の写し
- e 各診療科専門医であること
- f 臨床経験 2 年以上であること
- g 徳島県外医師であること

② 看護師、助産師、保健師又は准看護師の場合

- a 免許証の写し（保健師免許証、助産師免許証、看護師免許証、准看護師免許証）
- b 履歴書の写し
- c 徳島県外看護師、助産師、保健師又は准看護師であること

ウ 医師等の紹介及び出務にあたってのサポート

イにより紹介のあった医師等のうち、本県及び当該医療機関の協議により、出務をすることが決まった者（以下「出務者」という。）について、原則として出務日の 3 週間前までに本県に報告するとともに、出務日における診療及び治療が円滑に行うことができるように出務者のサポートを行うこと。

(3) 出務者への旅行等手配

(2)による出務者に対し、交通手段及び宿泊先について手配を行い、必要な者には本県での移動手段としてのレンタカーについても手配を行うこと。

なお、各費用に係る本県が負担する対象経費及び上限金額は次のとおりとする。

ア 宿泊費：20,000 円／日

宿泊費（部屋代）及び宿泊に係る駐車料金等に係る費用を対象とする。
また、食事とのセット料金の場合は上限金額の範囲内で対象とする。
※移動日、医療機関従事日に支給（観光のみの日は支給なし）

イ 交通費：60,000 円／回

鉄道・飛行機及び高速乗合バス等、出務者の現居住地から本県までの

往復に係る経済的かつ合理的な経費を対象とする。鉄道の特別車両料金及び飛行機におけるビジネスクラス以上の料金は対象経費としない。

ウ レンタカー：10,000 円／日

滞在日数分を支給する。ただし、医療機関従事日数に2を乗じて、その日数に2を加えた日数分を上限とする。

※車両の運転をしない場合、10,000 円／日のタクシー利用を可とする。

エ 食費：本県負担額なし

オ その他：本県と受注者により協議の上、必要と認める経費については、対象経費として、その額を別に定める。

(4) 出務者の旅行プランニング等支援

出務者に対し、徳島県内に事業所を保有した徳島県の地域又は観光事情を理解した事業者が出務者の希望に沿った旅行プランの提案を行うなど、出務者の出務時間外における県内の魅力体験ができるよう支援を行うこと。

(5) 出務者に対するアンケートの実施

出務者に対し、アンケートを実施し、業務の効果を計測すること。また、アンケート結果については集計・分析を行い、定期的に本県へ報告を行うこと。

(6) 本事業及び本県の魅力発信並びに発信媒体の制作

本事業や、出務者が体験した本県の魅力等について、次の出務者募集や、医師等の定着に結びつくような情報発信を行うこと。また、そのために必要な発信媒体の制作を行い、それを利用し発信を行うこと。なお、情報発信した内容は本県ホームページ等の本県情報発信媒体でも発信が可能なようにすること。

(7) 実施報告書の提出

委託業務完了後は、速やかに実施報告書を提出すること。

本事業の成果やアンケート結果の分析により、今後の課題や対応策などについて、具体的に記載すること。

※本事業の画像や映像、制作した発信媒体等を使用し、分かりやすい内容とすること。

6 留意事項

(1) 本事業の実施に当たっては、関係法令を遵守し、実施内容等は、委託者と

十分協議しながら事業を進めること。

- (2) この業務の実施に当たって、徳島県情報セキュリティポリシーに基づき、別紙 1「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。
- (3) この業務の実施に当たっての個人情報の取り扱いについては、別紙 2「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (4) 本委託業務において、制作された著作物や各種データの所有権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）及びその他一切の権利は、委託期間が終了し、又は委託契約が解かれた後においても、期間の制限なく徳島県に帰属するものとする。ただし、受託者のビジネスモデル及びノウハウ、システムに属するものを除く。
- (5) 本委託業務において、制作・納品された成果品を委託期間が終了した後においても、県が行う広報に利用することができるよう、二次利用可能な権利に関する調整を行うこと。
- (6) 業務の遂行にあたり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし、委託者がその損害を委託者の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、委託者もその損害を負担するものとし、負担額は委託者と受託者の協議で決定する。
- (7) この業務を遂行する上で知り得た情報は、委託者の承認を得ることなく第三者に漏らしたり委託業務以外の目的に使用しないこと。委託期間が終了し、又は委託契約が解かれた後においても、期間の制限なく同様とする。
- (8) 本事業において、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- (9) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議の上、決定するものとする。

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、徳島県情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守し、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

(管理体制)

第2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報資産の管理に関する責任者及び担当者、作業者の所属並びに委託内容を明確にしておかなければならない。

(作業場所の特定)

第3 乙は、情報資産の紛失等を防止するため、この契約による業務を処理するに当たっては、その作業の場所を特定しておかなければならない。

(サービスレベルの保証)

第4 乙は、甲が提示する品質及びセキュリティレベルを満たす業務を提供しなければならない。
2 乙は、情報システムを実際に運用する者の現状・課題を加味し、セキュリティと利便性の両立を可能とする、実務と調和したセキュリティ対策を講じなければならない。

(情報資産の種類と範囲、アクセス方法)

第5 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。

(業務従事者への周知及び教育)

第6 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知するとともに、継続的に教育しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された情報を、当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

(情報の適正な管理)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(情報資産の返却及び廃棄)

第10 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された記録媒体は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(報告)

第11 甲は、この契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を求めることができる。
2 乙は、情報セキュリティインシデントが発生した場合又はそのおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(監査及び検査)

第12 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、随時監査又は検査を実施することができる。

(情報セキュリティインシデントの公表)

第13 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙がこの特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

(ポリシー改定時の対応)

第15 甲は、セキュリティポリシーに改定等を行う場合は、適宜、乙に改定等の内容を情報提供しなければならない。
2 乙は、契約締結後にセキュリティポリシーの改定等がなされた場合は、速やかに、改定等後の内容を適用するよう努めなければならない。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第 1 条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第 2 条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第 3 条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

（適正管理）

第 4 条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全な管理のために必要かつ適正な措置を講じなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第 5 条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

（複写又は複製の禁止）

第 6 条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第 7 条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書により再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）するときは、再委託先にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の行為について再委託先と連携してその責任を負うものとする。

（資料等の返還又は廃棄）

第 8 条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第 9 条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（調査）

第 10 条 甲は、乙及び再委託先がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

（事故報告）

第 11 条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。